

(三)

支那國民政府即時承認の件

(理 由)

神戸労働組合提呈

三三

支那の國民革命運動は今や長江以南の地を掃蕩した。従来我國の資本家は外國資本家に付立かう少くとも表面的には此の運動に好意を有するかに見せかけて居た。然れ共最近の急速な運動の發展に恐懼した彼等は今や英米と結んでやうやくしつは武力干渉を敢てせんとするの氣勢を示して居る。即ち彼等は「大運動の發上に偶発した南京に於ける傷害事件」を捉へて「民衆」を以て煽動し、以て大軍の出兵の口實を構えんとし居る。而も支配階級による誇大なる「南京事件」の宣傳と相待つて「近時民衆」の間に國民黨の内紛を云々して國民黨革命運動を國民黨と共產党とに分離し是非不明なる現漸く盛んである。

而して我等の國民革命運動支持は、その運動の主力が純粹國民黨にあると共產党にあると向ふものではない。國民黨運動が支那四億の民衆の實際の手運動であり打倒帝國主義運動である限り之を支持するものは無産階級の当然の義務である。此は階級的民族自決の抗力であり、世界帝國主義に對する協同戦線である。

故に我等は以上を見解に基き、國民政府を即時無條件承認を我政府に要求するものがある。

(13)

健康保險法對策に關する件

(理 由)

関東合同労働組合提案

大正十二年四月二十日法律第十六号健康保險法は本年一月一日より之が一切の實施を見るに至つた。政府は本法實施の準備に社會の下層に置かれつゝある所謂労働階級を保護するための施設であると称して居るが果してその保護の目的の達成があるか否かを検討する時本法は明かに、社會政策的労働者保護法規なりとの美名に陰化して労働者の急下を條件として必然的に没落行程を促りつゝある帝國主義段階に於て健康なる賃金と過勞の労働とを以て漸く諸外國に對する競争を続けつゝある、我國資本主義の最も巧妙なる労働者搾取法であると同時に労働維持法労働爭議調停法と同様に急激に台頭して、ある無産階級運動を彈圧せんとする政策に外ならない。今其の事實を列挙すれば

- 一 雇主の危險の原則に依る労働者補償の制度を資本家に担せしめ下して労働者から賃額の保險料を徴集する事は事實に於て労働條件の悪化である。
- 一 全労働者の賃額の保險金を徴集する保險金は保險組合に強制的に加入せしめて労働組合費や政治費の納入を欺的方面から妨害してその活動力をとがんとした事。
- 一 共產黨組合及び溫和なる労働組合の職能を奪取せんとしたこと。
- 一 無産階級の労働者には恩恵保護なりとの好餌の如く見せかけ、或いは解雇の威嚇の下に「解雇水」は